

(指定福祉型障害児入所施設・指定短期入所)

療育支援センター（はるひの家）

利用のご案内



愛知県医療療育総合センター 療育支援センター（はるひの家）

〒480-0392 春日井市神屋町713-8 / TEL 0568-88-0811(代)

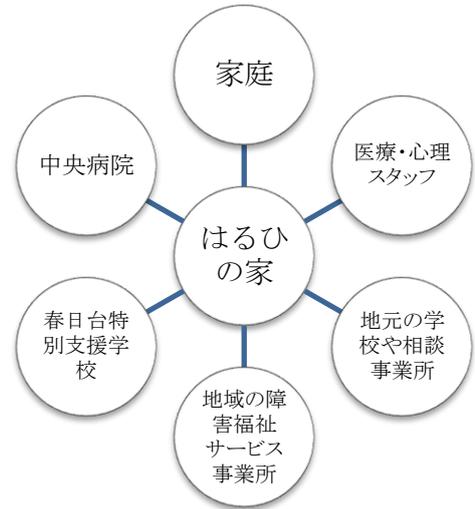
〈令和元年度版〉



療育支援センター（はるひの家）で行っていること

療育支援センター（はるひの家）は児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設です。ここでは、知的障害のあるお子さんの運動能力やコミュニケーションのとり方など心身の発達を促し、日常生活動作（ADL）の向上を図っています。

そのため、お子さんの心身の発達状況や日常生活動作を把握し、専門機関のスタッフと連携して保育士や児童指導員による日常的な生活支援・生活指導を行っています。



サービス利用対象者

知的障害のある3歳～18歳未満のお子さん
詳しくはご相談ください。

入所支援サービス

お子さんの成育歴や心身の状況、生活様態を分析したうえで、お子さんの特性に応じたプログラムを策定します。このプログラムに基づいて各種の療育手法を活用しながら療育支援を進めてまいります。

（療育手法例）

- ◆ 感覚統合療法
- ◆ 絵カード支援
- ◆ 応用行動分析
- ◆ 水中訓練
- ◆ スヌーズレン

また、必要に応じて中央病院等に医療受診します。

入所中にお子さんが通学することになる春日台特別支援学校（幼稚部、小1～高3）とは、定期的に情報交換・意見交換の機会を設け、一貫性のある効果的な療育支援に努めます。

お子さんが家庭復帰する際には、療育方法についての助言等をさせていただきます。

短期入所サービス

保護者の病気や冠婚葬祭などで一時的に家庭での療育が困難な場合や、保護者に休養が必要なときに、短期間（市役所等が決定した日数以内）の入所ができます。

障害福祉サービス給付の一つとして、市役所（町村役場）で申請手続きして頂くことが必要となります。

施設概要

施設名称	愛知県医療療育総合センター（療育支援センター）
施設種別	福祉型障害児入所施設
入所定員	37名（はるひの家 33名 / 親子療育の家 4名）
所在地	春日井市神屋町713-8
事業開始年月日	平成31年3月1日
設置主体	愛知県

療育支援プログラム 内容と流れ



入所前

- ① 施設見学
- ② 児童発達支援管理責任者（施設職員）による聴取：成育歴や心身の状況など
- ③ 体験入所（短期入所サービスを利用）

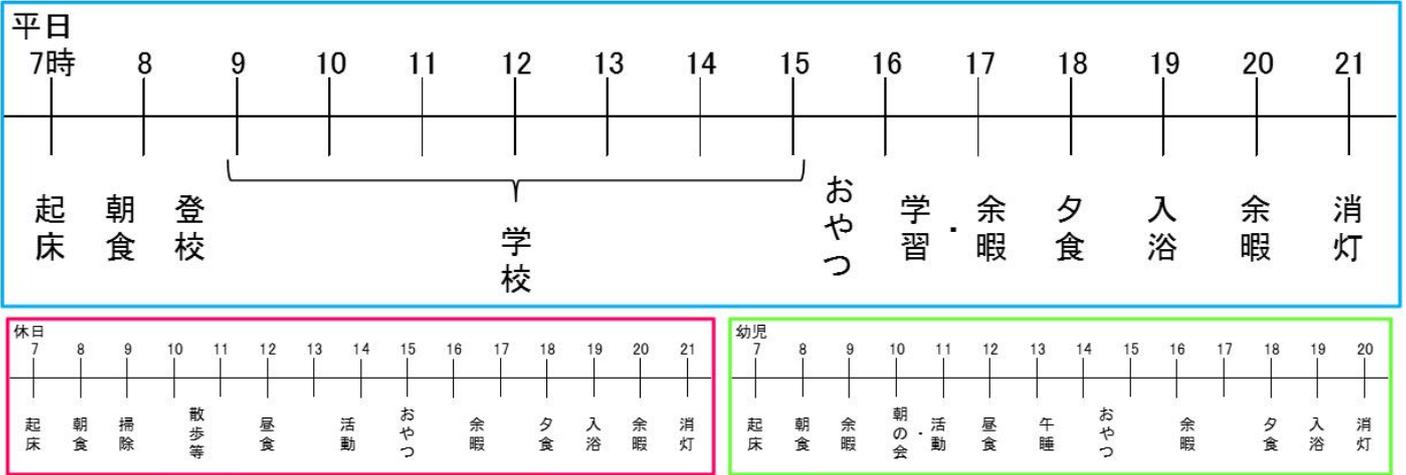
入所中

- ① アセスメント
 - ・ 保育士、児童指導員等の施設職員による行動観察
 - ・ 児童発達支援管理責任者による希望聴取：お子さんの伸ばしたいこと、改善したいこと
- ② 児童発達支援管理責任者による支援計画作成（お子さんの行動目標を記したもの）
 - ・ 日常生活動作（ADL）、コミュニケーション能力の向上を目指す
- ③ 支援計画に基づく保育士、児童指導員等の施設職員による療育支援
＜例＞ 排泄の自立など身辺自立や偏食の改善
絵カードを用いたコミュニケーション方法の獲得
感覚統合的アプローチを取り入れて身体の動きがスムーズになるようにする
- ④ 児童発達支援管理責任者による支援計画見直し
- ⑤ 学齢児の教育保障を春日台特別支援学校で行う（1か月以上の入所時）
- ⑥ 退所に向け、ご家族が支援手法を習得できるように研修を実施
- ⑦ 家庭復帰後の家庭における療育についての希望を聴取し、保護者と入所中の支援者（学校、児童相談センター、施設職員）、地域の支援者（学校、相談支援事業所、放課後等デイサービス等）にて会議を開催し、支援内容を検討
- ⑧ 計画的な面会、家庭帰省の実施

退所後

必要に応じて地域の支援者の会議に出席、家庭復帰後の支援内容を再検討

子供の生活



生活

余暇

子ども会議

朝の会

買物指導

散歩

プール

音楽の集い

調理実習

プレイルーム

スイカ割り

休日

季節の行事

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
進級を祝う会	こどもの日	レクリエーション	七夕	夏祭り	センターフェス	ハロウィン	レクリエーション	クリスマス	お正月	節分	ひな祭り



こどもの日の制作



レクリエーション
(バスハイク)



クリスマス



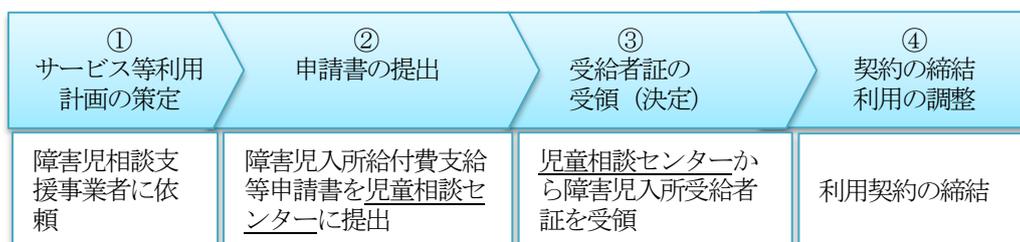
節分

利用手続きと費用

手続きの流れ

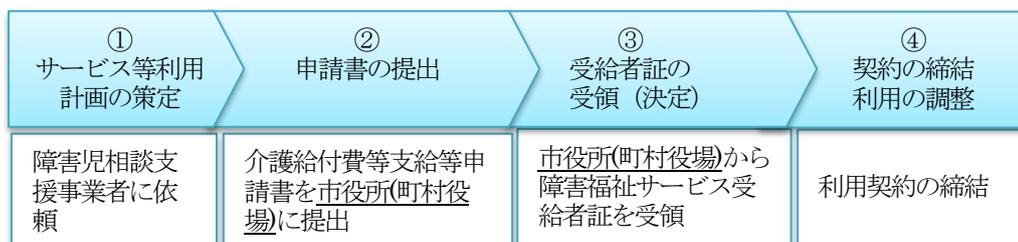
入所支援サービス

入所支援サービスを希望される場合は、お住まいの住所地を所管する児童相談センター(児童相談所)に申請して、支給される障害児入所給付費の決定を受けていただく必要があります。



短期入所サービス

短期入所サービスを希望される場合は、お住まいの市役所(町村役場)に申請して、障害福祉サービス給付決定を受けていただく必要があります。



費用

入所支援サービス

- 入所利用の基礎費用は、障害児入所受給者証に示された内容となります。基礎費用は1割の自己負担で1か月約16,700円(約560円/日)となります。受給者証に負担上限額が決定されている場合はその金額となります。
- 食費(朝280円、昼570円、夕530円)及び光熱水費(370円/日)は自己負担となります。受給者証に食費等給付費が決定されている場合は、その金額となります。
- 個人使用の被服費、日用品費及び小遣いは自己負担となります。

短期入所サービス

- 短期入所利用の費用は、障害福祉サービス受給者証に示された内容となります。基礎費用は1割が自己負担となりますが、約870円/日(支援区分3の場合)となります。障害福祉サービス受給者証に負担上限額は月額で示されていますが、その金額に達するまでお支払いいただきます。
- 食費(朝280円、昼570円、夕530円)及び光熱水費(370円/日)は自己負担となります。ただし、食費については、受給者証に食事提供体制加算該当の場合は減免措置があります。

アクセス

【公共交通機関】

JR 中央本線または愛知環状鉄道で高蔵寺駅下車

名鉄バス「県医療療育総合センター」または「内々神社」行きで県医療療育総合センター下車(約19分)

または、高蔵寺駅北口からタクシー (約10分)



【自家用車】

(東名高速道路春日井インターから)

国道19号線を多治見方面へ、坂下町4丁目、坂下小学校前を経て県道508号線、神屋町交差点から看板あり (約10分)

(中央自動車道小牧東インターから)

県道49号線を春日井市民球場方面へ、市民球場前を経て県道508号線、神屋町交差点から看板あり (約10分)

※センター内ではアイドリング・ストップにご協力ください。